第５５期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

事業報告
　業務の適正を確保するための体制
　業務の適正を確保するための体制の運用状況

連結計算書類
　連結株主資本等変動計算書
　連結注記表

計算書類
　株主資本等変動計算書
　個別注記表

（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

日本ハウズイング株式会社

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.housing.co.jp/）に掲載することにより、株主の皆様に提供しているものです。

1．業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、下記のとおり決議しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の基礎として、企業活動指針及びコンプライアンス規定を定め、規範体系を明確にし、取締役、執行役員及び使用人の職務執行におけるコンプライアンス体制の確立を図ることとする。また、日常業務における具体的遵守事項を示したコンプライアンスマニュアルを制定することとする。

社長直轄のコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備・維持を図ることにより、内部統制システムの維持・向上を推進することとする。関係担当部署は、必要に応じて、規則等の策定、研修の実施を行うものとする。

内部監査部門として、執行部門から独立した業務監査室を置くこととし、内部監査規定に基づく監査を実施することとする。コンプライアンス委員会は、業務監査結果も踏まえ、コンプライアンス体制の整備に努めることとする。

法令違反行為の早期発見と是正を図るため、法令違反行為等に関する相談・通報を役職員が直接行う手段として、人事総務部及び監査役会を窓口とする内部通報制度（ヘルプライン）を設けるとともに、公益通報者保護に関する規定を定め、通報者の保護を徹底する。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断する。また反社会的勢力対策規定を制定し、社内研修等を通じて社内に周知していくとともに、反社会的勢力から接触があった場合には、必要に応じ警察その他関係機関と連携して組織的な対応を行う。

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備がある場合は必要な是正を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存については、文書管理規定に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規定を定め、同規定に従ったリスク管理体制を構築する。社長直轄の組織としてリスク管理委員会を設置し、全社的なリスクの事前回避、発生時の対応等リスク管理全般の問題について、適宜顧問弁護士等外部の意見も参考に対応する体制とする。また、大規模災害等緊急事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の拡大を防止し最小限に止める体制とする。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催して、法定事項や経営に関する重要事項を審議するとともに、相互に情報を交換し取締役間の連携を図るものとする。また、社長及び役付執行役員を中心に構成される経営会議において、業務執行に関する重要事項について協議し、社長の業務執行を補佐することとする。

執行役員制度を導入し「経営の意思決定・監督機能」と「業務執行機能」を分離することにより、事業環境の変化に迅速かつ効率的・効果的に対応できる経営体制を構築する。

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規定、業務分掌規定において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

⑤　次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

イ.子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社が定める関係会社管理規定において、当社グループとして一体性を確保するため、子会社に対し、経営の管理・指導を行うとともに、一定事項について、経営会議等で定期的に報告を求めることができる。

当社は子会社に、子会社が業績、財務状況、その他業務上の重要事項について、当社に報告するため、子会社が月１回開催する取締役会に当社の取締役、執行役員または使用人の出席を求めることができる。

ロ.子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社において、不正の行為または法令、定款、もしくは社内規定に違反する重大な事実、その他リスク管理上懸念のある事実が発見された場合、子会社の取締役及び監査役は、当社リスク管理委員会に報告するものとする。当社リスク管理委員会が、子会社から報告を受けた場合、速やかに事実関係を調査の上、リスク回避、軽減その他必要な措置を講じることとする。

ハ.子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループ中期経営計画を策定し、当社グループとして達成すべき目標を明確化することとする。

当社は、子会社の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正を確保するため、子会社の取締役及び監査役には、当社の取締役、執行役員及び使用人を一定数兼務させることとする。

当社グループは、原則として、共通の会計システムを導入することにより、グループ経営の一体性を維持することとする。

ニ.子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は子会社に対し、企業活動指針を遵守させるとともに、当社と同等の適切なコンプライアンス管理体制を実現するための必要な指導及び支援を行うこととする。

当社は子会社に対し、内部監査規定に基づく監査を実施することとする。

当社グループは、法令違反行為の早期発見と是正を図るため、法令違反行為等に関する相談・通報を役職員が直接行う手段として、当社の人事総務部及び監査役会を窓口とする内部通報制度（ヘルプライン）を当社グループに適用するとともに、公益通報者保護に関する規定により、通報者の保護を徹底することとする。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から補助人を置くことを要請された場合は、速やかに監査役の補助の任にあたる使用人を定め、その使用人が任にあたることとする。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者である使用人については、取締役からの独立性を確保するため、その任命、解任、人事異動等については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとする。

⑧　６号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の補助の任にあたる使用人は、他部署の使用人を兼務せず、専ら監査役の指揮命令に従うこととする。

当社は監査役の補助の任にあたる使用人に対し、監査役に同行して、当社の取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保することとする。

当社は監査役の補助の任にあたる使用人に対し、監査役に同行して、代表取締役社長や会計監査人との意見交換の場に参加する機会を確保することとする。

⑨　次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

イ.当社の取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役、執行役員及び使用人は、会社の業務や業績に影響を与える重要な事項または法令等に違反する事実等コンプライアンス上問題がある事項について、規定に基づきコンプライアンス委員会、公益通報窓口または監査役会に報告を行うこととする。

取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、自ら直ちに監査役に報告するとともに、規定に基づく社内報告を行うこととする。前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び執行役員等に対して報告を求めることができることとする。

ロ.子会社の取締役・監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告するための体制

子会社の取締役、監査役及び使用人は、会社の業務や業績に影響を与える重要な事項または法令等に違反する事実等コンプライアンス上問題がある事項について、当社コンプライアンス委員会、公益通報窓口または監査役会に報告を行うこととする。

子会社の取締役及び監査役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、自ら直ちに当社の監査役に報告することとする。また、当社の監査役はいつでも必要に応じて、子会社の取締役及び監査役に対して報告を求めることができる。

⑩　監査役へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告した当社グループの取締役、執行役員、監査役及び使用人に対し、通報または相談したことを理由として、解雇その他いかなる不利益取扱いも受けないものとし、報告者を保護することとする。

⑪　監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとする。

⑫　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査が実効的に行われることを確保するための体制として、内部監査部門である業務監査室の監査結果について監査役に報告することとする。

2．業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス規定」に則り、コンプライアンス委員会を原則毎月開催している。また、「コンプライアンスマニュアル」を、規定等の変更に併せて内容を一部見直している。

本社員スタッフには月１回以上、現場スタッフには年２回以上コンプライアンス研修を実施している。

業務監査室は「内部監査規定」に則り、各部支店に対し、原則としてあらかじめ定められた監査計画に基づき、定期的に継続して内部監査を実施している。

法令違反等に関する相談・通報がなされた場合は「公益通報者保護に関する規定」に則り、通報者の保護に努めている。

反社会的勢力への対策として、「反社会的勢力対策規定」を策定し、社内への周知を徹底するとともに、必要に応じて警察その他関係機関と連携して組織的な対応を行っている。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会や経営会議の議事録等の書類については、「文書管理規定」に則り、その保存に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理している。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規定」に則り、リスク管理委員会を原則毎月開催している。会議に際しては、事業経営に与えるリスクの洗い出しや重要なリスクを特定し、それをモニタリングしていくことで、適宜是正措置を講じている。

また、主に大地震を想定した事業継続計画（ＢＣＰ）を整備するとともに、年２回訓練を実施し、社内への浸透を図る他、適宜見直しを行っている。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は原則月１回以上開催している。会議に際しては、法定事項や経営に関する重要事項を審議するとともに、取締役相互の意見交換の場として活用されている。また、経営会議を原則月２回以上開催し、執行役員を含め業務執行に関する重要事項について協議している。

執行役員は「執行役員規定」に則り、取締役会及び取締役社長の統轄の下に職務執行を行っている。

⑤　次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

イ.子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社は当社経営会議において、原則中間・期末の計２回業績について報告している。

子会社が月１回開催する取締役会には、原則当社の取締役または執行役員が出席し、適宜意見を述べている。

ロ.子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおいて、不正行為等の事実は発見されていないため、当社リスク管理委員会への報告はされていない。

ハ.子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は中期経営計画を策定し、子会社ごとに達成すべき目標を明確にしている。

子会社の取締役及び監査役には、原則として、当社の取締役及び執行役員が一定数兼務している。

当社グループには、原則として、共通の会計システムを導入し管理を行っている。

ニ.子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループに対しては、当社の企業活動指針を遵守させるとともに、子会社連絡会を開催し、コンプライアンスに関する指導・支援を行っている。

業務監査室は「内部監査規定」に則り、原則としてあらかじめ定められた監査計画に基づき、定期的に継続して当社グループに対し内部監査を実施している。

当社グループには、法令違反等に関する相談窓口としてコンプライアンス委員会を設置し、運用されている。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当事業年度は、監査役からの要請がないため、監査役を補助する使用人は置いていないが、監査役から求められた場合は速やかに対応する。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するため、その任命、解任、人事異動等については、監査役会の同意を得た上で当社取締役会が決定する体制となっている。

⑧　６号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助する使用人については、他部署の使用人を兼務せず、専ら監査役の指揮命令に従うこと、監査役に同行して、社内の重要な会議に出席する機会を確保すること、代表取締役社長や会計監査人との意見交換の場に参加する機会を確保する等の体制となっている。

⑨　次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役、執行役員及び使用人が、会社の業務や業績に影響を与える重要な事項または法令等に違反する事実等コンプライアンス上問題がある事項を知った場合、「コンプライアンス規定」に則り、コンプライアンス委員会に報告する。また、職制ラインが機能していない場合は、公益通報窓口や監査役会に報告する体制となっている。

⑩　監査役へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「公益通報者保護に関する規定」に則り、会社は通報者等が通報または相談したことを理由に、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならないと定めている。

⑪　監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いを請求した場合、前払いを行う体制となっている。なお、当事業年度においては前払い等を行った実績はない。

⑫　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

業務監査室は、当社グループの内部監査結果について、定期的に監査役に報告している。

連結株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から 2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年４月１日期首残高	2,492	2,305	22,904	△1	27,700
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,093		△1,093
親会社株主に帰属する当期純利益			3,475		3,475
自己株式の取得					－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△173			△173
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△173	2,382	－	2,209
2019年３月31日期末残高	2,492	2,132	25,286	△1	29,910

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2018年４月１日期首残高	59	73	39	171	1,045	28,918
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,093
親会社株主に帰属する当期純利益						3,475
自己株式の取得						－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△173
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△30	△168	△18	△217	25	△192
連結会計年度中の変動額合計	△30	△168	△18	△217	25	2,017
2019年３月31日期末残高	28	△95	20	△45	1,071	30,935

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

連結注記表

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

⑴　連結子会社の数……32社

⑵　主要な連結子会社の名称……カテリーナビルディング株式会社
日本コミュニティー株式会社
東京都保全股份有限公司
すべての子会社を連結の範囲に含めております。

当連結会計年度において、株式会社伊勝他１社の株式を新規取得したため、連結の範囲に含めております。

2．持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

⑴　持分法適用の関連会社の数……３社

⑵　主要な会社等の名称……ハウズイング合人社沖縄株式会社

3．連結子会社の事業年度等に関する事項……連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。但し、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4．会計方針に関する事項

⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

イ．時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ．時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ．未成工事支出金……個別法による原価法

ロ．原材料及び貯蔵品……主として最終仕入原価法

ハ．販売用不動産……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

⑵ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)……主として定率法

但し、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶ 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……売掛債権その他債権の貸倒に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 工事損失引当金……受注工事の損失に備えるため、受注工事のうち、当連結会計年度末時点で損失が発生すると見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能な工事について翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

④ 工事補償損失引当金……請負、監理した工事の瑕疵に要する費用に充てるため、将来の見積り補償額を計上しております。

⑷ 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事……工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

② その他工事……工事完成基準

⑸ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準……在外子会社の資産・負債及び収益・費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑹　のれん償却方法及び償却期間……のれんは20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却しております。

⑺　退職給付に係る会計処理の方法

①　退職給付見込額の期間帰属方法……退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②　数理計算上の差異の費用処理方法……数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（２～５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑻　消費税等の会計処理……消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（表示方法の変更に関する注記）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「投資有価証券」に含めていた「関係会社株式」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「関係会社株式」は35百万円であります。

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「持分法による投資利益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「持分法による投資利益」は7百万円であります。

（連結貸借対照表に関する注記）

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

⑴ 担保に供している資産

現金及び預金	27百万円
建物	2,008百万円
土地	2,696百万円
計	4,731百万円

⑵ 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	323百万円
長期借入金	1,157百万円
計	1,480百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　4,955百万円

3．受取手形裏書譲渡高　1百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　16,080,000株

2．剰余金の配当に関する事項

⑴ 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月28日定時株主総会	普通株式	546	34.00	2018年3月31日	2018年6月29日
2018年11月7日取締役会	普通株式	546	34.00	2018年9月30日	2018年12月6日

⑵ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

次のとおり付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月27日定時株主総会	普通株式	578	36.00	2019年3月31日	2019年6月28日

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当社企業グループは、事業計画及び資金計画に照らして、必要な資金を調達することとしており、その調達方法は銀行借入による間接金融、または株式発行等による直接金融による方針であります。また、資金運用については預金等に限定しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に純投資目的として保有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期性預金は、満期日において元本金額が全額支払われる安全性の高い金融商品ではありますが、デリバティブ内包型預金で当該契約は金利の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。また、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

⑶　金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、各事業部門における営業部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高管理を行っております。

②　市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

長期性預金については、満期日において元本金額が全額支払われる安全性の高い金融商品ではありますが、デリバティブ内包型預金で当該契約は金利の変動リスクに晒されているため、定期的に時価を把握する体制をとっております。

デリバティブ取引の執行・管理については、経営企画部長及び経営企画部財務担当者が取引の都度及び定期的に経営陣に報告をしており、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。

③　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経営企画部が適時に資金繰り計画を作成・更新するなどにより、流動性リスクを管理しております。

⑷　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2019年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
（１）現金及び預金	19,235	19,235	－
（２）受取手形及び売掛金	16,863	16,863	－
（３）投資有価証券			
その他有価証券	184	184	－
（４）長期性預金（＊１）	600	600	△0
資産計	36,884	36,884	△0
（１）支払手形及び買掛金	7,574	7,574	－
（２）短期借入金	3,948	3,948	－
（３）長期借入金（＊２）	1,882	1,884	△2
負債計	13,406	13,408	△2

（＊１）長期性預金は、連結貸借対照表の投資その他の資産の「その他」に含まれております。

（＊２）１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

（１）現金及び預金、（２）受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（３）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

（４）長期性預金

これらは元利金の合計金額を同様の新規預金を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

負　債

（1）支払手形及び買掛金、（2）短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）長期借入金

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で当社の信用度と市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。

（注）2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額16百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産（3）投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（賃貸等不動産に関する注記）

1．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都及びその他の地域において、賃貸用のオフィスビルや住宅等を保有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は183百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

2．賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
4,066百万円	△327百万円	3,738百万円	3,814百万円

（注）1．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2．当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は子会社取得による賃貸等不動産の増加（507百万円）、賃貸等不動産の新規取得（264百万円）であり、主な減少額は賃貸等不動産の売却（980百万円）、減価償却費（88百万円）であります。

3．当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定書に基づく金額、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

（1株当たり情報に関する注記）

1．1株当たり純資産額	1,857円46銭
2．1株当たり当期純利益	216円19銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1．減損損失に関する注記

当社企業グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損損失
賃貸用資産	青森県八戸市	土地及び建物	1百万円
売却予定資産	山梨県南都留郡等	土地、建物及び構築物等	11百万円
のれん	シンガポール	のれん	532百万円

賃貸用不動産は他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位に拠って資産のグループ化を行っております。青森県八戸市の賃貸用資産につきましては、賃貸用区分所有建物等の賃料水準の低下により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。回収可能価額は使用価値による将来キャッシュ・フローを1.05％で割引いて算定しております。

売却予定資産は個別案件ごとにグループ化を行っております。山梨県南都留郡等の売却予定資産につきましては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。回収可能価額は、正味売却可能価額により測定しております。

のれんについては会社単位ごとにグループ化を行っております。シンガポールののれんにつきましては、PROPELL INTEGRATED PTE LTDを買収した際に計上したのれんであります。最近事業年度においてPROPELL INTEGRATED PTE LTDの業績が買収時の事業計画を下回って推移いたしました。そのため事業計画の基礎となる事業戦略を新築工事の成長という事業戦略から、買収時の事業基盤を基礎とした建物管理を伸ばすという事業戦略へ転換する事業計画を策定いたしました。結果、新たな事業計画から投資の全額を回収するには長期間を要すると判断し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。回収可能価額は、現在時点の事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローを3.73％で割引いて算定しております。

2．企業結合に関する注記

取得による企業結合

1．企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　株式会社伊勝

事業の内容　大規模修繕工事、新築工事、耐震補強工事、塗装工事及び防水工事

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は分譲マンションを中心に、オフィスビル・賃貸マンションの建物管理を展開しておりますが、近年建物の高経年化等により営繕工事及び大規模修繕工事のニーズが高まっております。今後さらにニーズの増加及び多様化が予想される状況下において、株式会社伊勝の技術力の取り込み及び技術者との連携は、さらなる顧客満足度の向上に資すると判断し、株式を取得することとしました。

(3) 企業結合日

2018年７月30日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

90％

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2．連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2018年８月１日から2019年３月31日までとなります。

3．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,320百万円

4．主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料	8百万円

5．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

495百万円

(2) 発生原因

主に今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

８年間にわたる均等償却

6．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,169百万円
固定資産	535
資産合計	2,704
流動負債	1,509
固定負債	279
負債合計	1,788

7．企業結合が連結会計年度の開始日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	2,289百万円
営業利益	132
経常利益	127
税金等調整前当期純利益	127
親会社株主に帰属する当期純利益	81

（概算額の算定方法）

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

共通支配下の取引等

（持分の追加取得による完全子会社化）

1．取引の概要

（1）被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　Pan Pacific Services Company Limited（ホーチミン）

事業の内容　オフィスビルの清掃及びメンテナンス等

被取得企業の名称　Pan Pacific Company Limited（ハノイ）

事業の内容　オフィスビルの清掃及びメンテナンス等

（2）企業結合日

2018年12月28日

（3）企業結合の法的形式

非支配株主からの現金による持分取得

（4）結合後企業の名称

変更ありません。

（5）その他取引の概要に関する事項

追加取得した持分の議決権比率は20％であり、当該取引により「Pan Pacific Services Company Limited」及び「Pan Pacific Company Limited」を当社の完全子会社といたしました。当該追加取得は、当社企業グループ内における一層の連携強化や経営の効率化を通じて、企業価値の向上を図ることを目的としております。

2．実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

3．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳（２社合計）

取得の対価　現金　271百万円

4．主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料　5百万円

5．非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

（1）資本剰余金の主な変動要因

子会社持分の追加取得

（2）非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額（２社合計）

173百万円

株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
2018年４月１日期首残高	2,492	2,293	2,293	79	5,800	14,222	20,102	△1	24,886
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△1,093	△1,093		△1,093
当期純利益						3,605	3,605		3,605
自己株式の取得									－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	2,512	2,512	－	2,512
2019年３月31日期末残高	2,492	2,293	2,293	79	5,800	16,734	22,614	△1	27,398

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2018年４月１日期首残高	58	58	24,944
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,093
当期純利益			3,605
自己株式の取得			－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△30	△30	△30
事業年度中の変動額合計	△30	△30	2,482
2019年３月31日期末残高	27	27	27,426

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

⑴　有価証券の評価基準及び評価方法

①　関係会社株式……移動平均法による原価法

②　その他有価証券

・時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの……移動平均法による原価法

⑵　たな卸資産の評価基準及び評価方法

・未成工事支出金……個別法による原価法

・貯蔵品……最終仕入原価法

2．固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産(リース資産を除く)……主として定率法

但し、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

⑵　無形固定資産(リース資産を除く)……定額法

①　ソフトウェア……自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

②　顧客基盤……10年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却を行っております。

⑶　リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金……売掛債権その他債権の貸倒に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

⑶　退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①　退職給付見込額の期間帰属方法……退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②　数理計算上の差異の費用処理方法……数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（２～５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑷　工事補償損失引当金……請負、監理した工事の瑕疵に要する費用に充てるため、将来の見積り補償額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

⑴　当事業年度末までの進捗部分について
　　成果の確実性が認められる工事……工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

⑵　その他の工事……工事完成基準

５．その他計算書類作成のための基本となる事項

⑴　消費税等の会計処理……消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

⑵　退職給付に係る会計処理……退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

（表示方法の変更に関する注記）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第４項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注８）（評価性引当額の合計額を除く。）に記載された内容を追加しております。

（貸借対照表に関する注記）

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

⑴ 担保に供している資産

建物	6百万円
土地	17百万円
計	24百万円

⑵ 担保に係る債務

１年内返済予定長期借入金	239百万円
長期借入金	133百万円
計	372百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　2,881百万円

3．保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入金等に対し債務保証を行っております。

カテリーナビルディング株式会社	122百万円
PROPELL INTEGRATED PTE LTD	3,482百万円

4．関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する金銭債権・債務は区分掲記したもののほか次のものがあります。

⑴ 短期金銭債権	756百万円
⑵ 長期金銭債権	261百万円
⑶ 短期金銭債務	438百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

⑴ 売上高	121百万円
⑵ 仕入高	4,138百万円
⑶ 営業取引以外の取引高	41百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,779株	－株	－株	1,779株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	407百万円
退職給付引当金	75百万円
役員退職慰労金	19百万円
会員権評価損	74百万円
関係会社株式評価損	16百万円
貸倒引当金	19百万円
減損損失	63百万円
その他	271百万円
繰延税金資産小計	948百万円
評価性引当額(※)	△193百万円
繰延税金資産の合計	754百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△9百万円
繰延税金資産の純額	745百万円

（※）評価性引当額の主な減少要因は、過年度に減損損失を計上した固定資産の売却に係る減算認容によるものです。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	カテリーナビルディング㈱	直接 100	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付	195	短期貸付金 関係会社長期貸付金	623 1,250
				利息の受取	29	－	－
				銀行借入に対する債務保証	122	－	－
子会社	山京ビルマネジメント㈱	直接 100	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付	109	短期貸付金 関係会社長期貸付金	44 310
				利息の受取	5	－	－
子会社	PROPELL INTEGRATED PTE LTD	直接 80	役員の兼任	銀行借入等に対する債務保証	3,482	－	－

取引価格及び取引条件の決定方針等

（注）1．価格その他取引条件は市場実勢を勘案し、交渉の上決定しております。なお、資金の貸付につきましては、担保は受入れておりません。

2．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	小佐野投資㈱	－	役員の兼任	不動産の売却	628	未収入金	614

取引価格及び取引条件の決定方針等

（注）1．価格その他取引条件は市場実勢を基礎として、鑑定評価額を勘案し決定しております。なお、当該不動産の売却に伴う固定資産売却損は0百万円です。

2．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　　1,705円83銭

２．１株当たり当期純利益　　224円26銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

減損損失に関する注記

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損損失
賃貸用資産	青森県八戸市	土地及び建物	１百万円
売却予定資産	山梨県南都留郡等	土地、建物及び構築物等	11百万円

賃貸用不動産は他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位に拠って資産のグループ化を行っております。青森県八戸市の賃貸用資産につきましては、賃貸用区分所有建物等の賃料水準の低下により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。回収可能価額は使用価値による将来キャッシュ・フローを1.05％で割引いて算定しております。

売却予定資産は個別案件ごとにグループ化を行っております。山梨県南都留郡等の売却予定資産につきましては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。回収可能価額は、正味売却可能価額により測定しております。